



2050ゼロカーボンを目指す長野県のシンボルマークです

令和8年度信州健康ゼロエネ住宅助成金の 見直し予定について



10 住宅オールZEH化推進 事業費 [110801]	  			住宅分野における2050ゼロカーボンを実現するため、地域の工務店と協働して、高い断熱性能を有し、信州の恵まれた自然環境を活かした、快適で健康的な信州らしい住まいづくりを推進します。		
	・「信州健康ゼロエネ住宅指針」に適合する住宅の新築又はリフォームへの補助			補助額 新築 : 30～200万円 リフォーム : 上限140万円（健康省エネの場合50万円） 件数 新築 : 260件 リフォーム : 80件		
	・信州健康ゼロエネ住宅の周知のための複合的プロモーション （テレビ・新聞・雑誌・印刷物・WEB・SNS・HPなど） ・県内工務店のZEHに関する知識と施工技術習得のための研修会実施					
*新築住宅におけるZEHの割合：69%（2024年度）→100%（2030年度）						
建築住宅課		R 8 要求 [債務負担行為額]	458, 572 [134, 700]	R 7 当初	419, 934	

信州健康ゼロエネ住宅助成金の見直し（予定）

※本資料の内容は、令和8年度当初予算成立が前提であり、今後、内容が変更になることがあります。あらかじめご了承ください。

- 2050年住宅ストック平均でのゼロカーボンの実現に向け、高性能なゼロエネ住宅の普及を図るため、「住宅部分の床面積」の見直しを実施
- 激甚化する自然災害に対応するため、蓄電池・V2Hの設置普及によるレジリエンス強化
- 国の「みらいエコ住宅2026事業」を踏まえ、助成金額の変更を検討

要件		見直し検討項目
基本項目	用途	（一戸建ての住宅）
	住宅部分の床面積	✓ 対象床面積の見直し
	施工者	（県内に主たる事務所を置く者）
	一次エネ消費量の削減率	✓ 推奨・先導基準の一次エネ削減率の見直し（指針改定と同様）
	県産木材の活用	✓ 最低基準に係る木材使用量の見直し（指針改定と同様）
	耐震性能	（基準法施行令に定める壁量×1.25）
	建設地	（災害危険区域・レッドゾーン区域外）
加算項目	再生可能エネ	（太陽光発電設備又は木質バイオマス暖房機）
	蓄電池	✓ 加算額の見直し
金額	V2H	✓ 加算額の見直し
	助成金額	✓ 推奨基準に係る助成金額の見直し

■ 助成要件（新築タイプ）

項目			R 7 年度	R 8 年度
基本 項目 【要件】	住宅部分の床面積面積		75～280㎡	55～240㎡
	県産木材の活用		3 ㎡又は仕上材30㎡	0.025㎡/㎡又は仕上材30㎡
	一次エネ消費量 削減率	最低	▲20%	▲20%
		推奨		▲30%
		先導		▲35%
加算 項目 【金額】	県産木材JAS材利用 (0.12㎡/㎡以上)		(新設)	+ 5 万円
	蓄電池設置 (4kwh以上)		+ 10万円	+ 15万円
	V2H充放電システム設置 (3kw以上)		+ 15万円	+ 20万円

■ 助成要件（リフォームタイプ）

項目		令和 7 年	令和 8 年
加算 項目 【金額】	【環境部ゼロ課所管事業】 クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金適合 (太陽光、蓄電池、V2H設置)	(新設)	太陽光+蓄電池+V2H : +40万円 太陽光+蓄電池 : +20万円 太陽光+V2H : +25万円 (以下、既存太陽光あり) 蓄電池+V2H : +35万円 蓄電池 : +15万円 V2H : +20万円

■助成金額（新築タイプ）

※リフォームタイプの助成金は変更なし

【R7年度】

区分	再エネ	基本額	加算額	助成金上限額
最低基準	有	30万円	70万円 (再エネ無：40万円)	100万円
	無	20万円		60万円
推奨基準	有	110万円		180万円
	無	100万円		140万円
先導基準	有	130万円		200万円
	無	120万円		160万円

【R8年度】

区分	再エネ	基本額	加算額	助成金上限額
最低基準	有	30万円	70万円 (再エネ無：40万円)	100万円
	無	20万円		60万円
推奨基準	有	80万円		150万円
	無	70万円		110万円
先導基準	有	130万円		200万円
	無	120万円		160万円

■ 手続き関係

	現状・問題点	見直し案
助成対象者	✓ 交付要綱第3の規定により助成対象者は、県内に主たる事務所を置く者（＝工務店等の事業者）と規定 ✓ しかし、本来の助成金趣旨は、新築等を行う施主への助成金 ✓ 現状は工事請負契約書等に「助成金を充当する」との文言により施主への助成金の還元が行われている状況 ⇒ 助成を受ける者が施主であることを明確化するため、見直しを検討	✓ 国補助金を参考に、事業者と施主は共同事業者としての規約を締結し、申請する形に見直し ✓ これにより、交付申請時は規約の添付が必要となる他、交付決定通知・額の確定通知時に、施主にもお知らせの送付を想定
着手制限	✓ 現状、工事着手や中間時現場工程以降の工事への着手制限の規定がない ✓ 着手制限が無いゆえ、申請のみを行い、書類の修正が後回しになったり、事業完了後に交付決定を受けるケースも散見される状況 ⇒ 助成金事業の適正な運用のため、見直しを検討	✓ 中間時現場工程以降の工事は、交付決定後でなければ着手できないように制限 ✓ 工事着工については、これまで通りで制限をかけない ✓ また、自署欄に中間時現場工程以降の工事着工をしないことを加えるとともに、実績報告時に日付入り写真の添付を求めることを想定
長期優良住宅認定加算	✓ 助成金の交付申請後に、長期優良住宅の認定申請を行っている案件がある ✓ 長期優良住宅の認定になるかわからない状況でありながら、加算を受ける前提の申請により、予算が消化され、応募締め切りになっている（特に第2期） ⇒ 枠取り申請を防止するため、見直しを検討	✓ 助成金交付申請時に長期優良住宅の認定申請がされていない案件の加算は認めない（認定通知書の申請日にて確認）